

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第八百八十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年六月五日

農林水産大臣 小泉 進次郎

Ⅲ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産

植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
-------------------	---------	--------------------	----------------	------	--------------

Raphanus sativus L.	なんきゅう 南九 パープ ルNo. 1号	学校法人南九州学園 宮崎県宮崎市霧島5丁目1- 2	第37894号 令和7年2月25日	宮崎県	指定地域以外の地域 において種苗を用い ることにより得られ る収穫物を生産する 行為を制限する。
//	なんきゅう 南九 スプー ルNo. 7号	//	第37895号 令和7年2月25日	//	//